



国民健康保険料の引き下げを

高すぎて払えません!

全員一致で議会在議

自営Aさん50歳、子3人

所得額340万円

昨年の計算式では 国保料 20万円 ⇒今年50万円

昨年12月の条例改正に日本共産党以外が賛成したため、今年から保険料の計算方式が変わり、大幅な国保料の引き上げとなりました。扶養、障害者、寡婦などの様々な控除が廃止された為、多人数世帯や一人親など、約9万世帯で大幅な負担増となりました。

市議団は、恒久的な緩和措置や市独自の減免制度を求めてきました。(裏面参照)

Aさんの場合、4年間の激変緩和措置の終了後は72万円もの国保料になると試算されます。2カ月の給料が国保料で消えます。

算定方式を変更した目的は、国が2017年をめどに、国保を現在の市町村単位から都道府県単位の運営に広域化する為、保険料の算定方式を全国で統一させたのです。県単位になると、さらに6000円程度、値上がりするといわれています。

早期にしっかりとした軽減対策を!

国保料の引き下げ求め140名が申請



7月11日 保険年金課に減免申請書提出

苦情が殺到 23000件

画期的! 6月議会で議会在反省

3倍・4倍の国保料の急増に「払えない」と悲鳴が出ている実態を地方紙も報道。負担の大きさに、「値上げ条例」を賛成した議員も驚き、6月議会では「国保料のさらなる軽減措置をもとめる決議」を全員一致で採択しました。

市長も、何らかの軽減策を検討する」と約束しました。

決議案提出の主旨説明の要旨は次の内容です。

① 混乱の原因は、広島市の見通しの甘さだけでなく、保険料の算定方式の変更を認めた議会にも責任の一端がある。

② 保険料を軽減するために、一般会計から繰り入れることもやむを得ない。

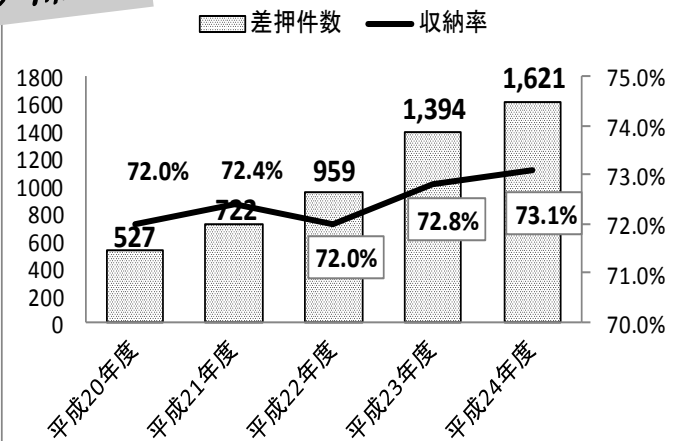
③ 保険料の滞納を減らし、本市の国民健康保険事業への信頼を失わないために、更なる緩和措置を求めることを議会の意思として明らかにする。

容赦ない差押えが急増

4世帯に1世帯が滞納

「高すぎて払えない」と滞納する世帯が、昨年度では約4万世帯にもものぼります。差し押さえ件数も1600件を超え、年金や給料が貯金通帳に入金された日をねらって、生活費まで根こそぎ差し押さえる強引な差押えが急増しています。

分納などの納付相談も、各区役所ではできなくなり、平和ビル(市役所前)まで足を運ばなくてはなりません。市民の実情を受け止め、気軽に分納できる体制にすべきです。



「払える保険料」に！
日本共産党は提案します

社会保障制度にふさわしい 「国保制度」に見直すべき！

国に求めます

★半減した国庫負担金を元に戻せ

国民健康保険は、憲法の生存権を具体化したもので、皆保険制度は憲法25条に対応した重要な社会保障制度です。

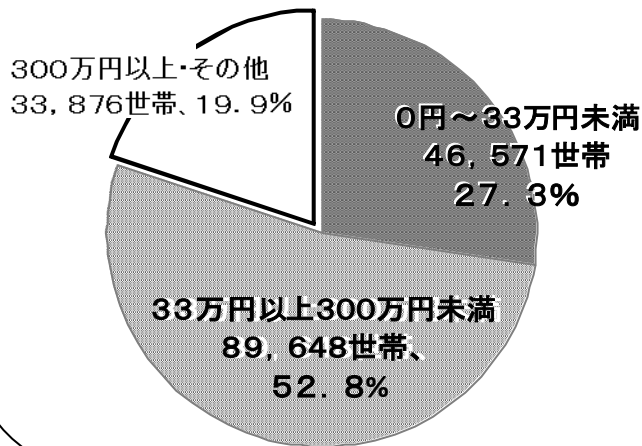
疾病、失業、貧困などの問題を乗り越え、誰もが等しく人間らしい生活を保障するため、国保会計に国庫負担金が繰り入れられてきました。

しかし、現在では、国庫負担金が1980年代の約50%から約25%へと大幅に削減されています。

そのため、本来なら生活の安定をはかるべき国民健康保険制度が高い保険料の負担となり生活を不安定にする原因となっています。

国保加入世帯の8割が300万円未満の所得(下表参照)ですから、加入者同士の助け合いでは成り立ちません。国が国庫負担金の率を元に戻し、財政支援をおこない、払える保険料にしていくべきです。

加入者の所得は、300万円未満が8割



県に求めます

★県は広島市の国保会計に補助すべき

全国では県内の各自治体に県が繰り入れをして、市町村の国保を助けています。

しかし、広島県は広島市の国保会計に一円も繰り入れをしていません。

低所得者が多く加入する国民健康保険会計に国・県が財政支援を行い、自治体の国保が安定的に維持できるようにすべきです。

市に求めます

●一般会計の繰り入れを 北九州市並みに増やして

20の政令市のうち、広島市の一人当たりの国保料は7番目に高いのに、一般会計からの繰入額は4番目に低い状況です。(表参照・平成24年度)

せめて、北九州市並みに国保会計に繰り入れすれば、年間で1人17000円・4人世帯では68000円の引き下げができます。

保険料
一人当たり

順位	7番目に高い国保料	
7位	広島市	97,638円
20位	北九州市	76,343円

繰り入れ額
一人当たり

順位	市の軽減措置は下から4番目	
1位	北九州市	52,535円
17位	広島市	29,509円

●生保護基準額の1.3倍の世帯へ 市独自の減免制度の復活を

広島市は低所得者対策として、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に、広島市独自の減免制度を実施し、払える保険料に軽減してきました。しかし、平成17年からは前年度の収入から3割の収入減となった世帯しか市独自の減免制度を利用できなくなりました。

低い所得がしかない世帯には、毎年、減免ができるように、市独自の減免制度を復活すべきです。

●窓口での医療費支払い 免除・減額措置の継続を

広島市は昭和40年代から、入院や通院の医療費を生活保護基準額の110%未満は免除、130%以下は減額する「一部負担金減免制度」を実施してきました。長期の入院や治療を必要とする低所得者はこの制度のおかげで安心して治療できました。

しかし、今年の12月から、前年所得から急激に所得が減った世帯のみに制限します。病気になっても、医療費の負担ができず病院が遠のき手遅れとなる事態が危惧されます。

命を守る自治体として医療費の減免制度は維持すべきです。